

協力金支給額の 計算方法	1日当たり売上高の計算方法		
	(ア) 時短要請期間方式	(イ) 月単位方式	(ウ) 年単位方式
売上高方式	【前期】	【前期】	【前期・後期共通】
	○店舗の2019年、2020年又は2021年の2月5日から同年2月27日までの売上高が分かる売上台帳等の写し	○店舗の2019年、2020年又は2021年の2月の売上高が分かる売上台帳等の写し ※法人事業概況説明書又は青色申告決算書（月別売上高）を提出する場合は不要です。 ただし、複数店舗を経営している場合、又は飲食店営業以外の部門を経営している場合は必須です。	○店舗の2019年、2020年又は2021年の売上高が分かる売上台帳等の写し ※法人事業概況説明書、青色申告決算書又は白色申告の収支内訳書を提出する場合は不要です。 ただし、複数店舗を経営している場合、又は飲食店営業以外の部門を経営している場合は必須です。
	【後期】	【後期】	
	○店舗の2019年、2020年又は2021年の2月28日から同年3月6日までの売上高が分かる売上台帳等の写し	○店舗の2019年、2020年又は2021年の2月と3月の売上高が分かる売上台帳等の写し ※法人事業概況説明書又は青色申告決算書（月別売上高）を提出する場合は不要です。 ただし、複数店舗を経営している場合、又は飲食店営業以外の部門を経営している場合は必須です。	
売上高減少額方式	【前期】	【前期】	※選択できません。
	①店舗の2019年、2020年又は2021年の2月5日から同年2月27日までの売上高が分かる売上台帳等の写し ②店舗の2022年の2月5日から同年2月27日までの売上高が分かる売上台帳の写し	①店舗の2019年、2020年又は2021年の2月の売上高が分かる売上台帳等の写し ※法人事業概況説明書又は青色申告決算書（月別売上高）を提出する場合は不要です。 ただし、複数店舗を経営している場合、又は飲食店営業以外の部門を経営している場合は必須です。 ②店舗の2022年の2月の売上高が分かる売上台帳等の写し	
	【後期】	【後期】	
	①店舗の2019年、2020年又は2021年の2月28日から同年3月6日までの売上高が分かる売上台帳等の写し ②店舗の2022年の2月28日から同年3月6日の売上高が分かる売上台帳の写し	①店舗の2019年、2020年又は2021年の2月と3月の売上高が分かる売上台帳等の写し ※法人事業概況説明書又は青色申告決算書（月別売上高）を提出する場合は不要です。 ただし、複数店舗を経営している場合、又は飲食店営業以外の部門を経営している場合は必須です。 ②店舗の2022年の2月と3月の売上高が分かる売上台帳等の写し	

※上記のいずれにおいても、要請対象以外の部門（例：テイクアウト）を営んでいる場合、当該部門を除いた要請対象部門に係る売上高が分かる書類を提出してください。